

ID: 122

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	住宅改修費の給付の決定		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第36条第1項		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】			
<p>第31条から第33条まで及び第36条の規定による。 (対象者)</p> <p>第31条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)とする。ただし、介護保険法により、給付の対象となる住宅改修費の支給を受けられる者は対象者から除く。 (住宅改修の範囲)</p> <p>第32条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次の各号に掲げる改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (住宅改修費の給付要件)</p> <p>第33条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案して町長が必要と認める場合に給付するものとする。 (決定)</p> <p>第36条 町長は、前条の規定による調査により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付決定通知書(様式第13号)により、給付申請を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、住宅改修費給付券(様式第15号。以下この節において「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日